

## 「しまね農業女子」 規約

(名称)

第1条 このネットワークは、「しまね農業女子」と称する。

(目的)

第2条 「しまね農業女子」は、農林水産省が推進する「農業女子プロジェクト」の活動に賛同した島根県内の女性農業者が、積極的に交流を図り農業を営む上での課題を共有し課題解決に向けた自主的な活動を行うとともに、活動を支援する事業者や学生等と積極的に連携を図り、新たな商品開発にチャレンジするなど、様々な取組を通じて自らの意識を改革し経営発展につなげ、島根県内にて農業で活躍する女性の姿を情報発信し、職業として農業を選択する若手女性農業者の増加に資することを目的とする。

(活動体制)

第3条

- 1 「しまね農業女子」は以下の者により構成される。なお、代表者については、当面、設置しない。
  - (1) 参加者  
目的に賛同する島根県内の女性農業者
  - (2) 応援団
    - ア 参加者の取組を支援する企業・団体等
    - イ 「しまね農業女子」に対する支援や協力の意志を有する者
    - ウ 行政機関等
- 2 「しまね農業女子」の活動を行うため、以下を実施できるものとする。
  - (1) 参加者及び応援団(以下、「参加者等」という。)による全体会議、セミナーの開催
  - (2) 参加者の活動視察及び交流会
  - (3) 目的を達成するための個別プロジェクトに必要な組織活動

(活動の基本原則)

第4条

- 1 参加者は、目的意識をもって主体的に活動に取り組み、各自の経営向上、商品の高度化、販路拡大等とともに、相互の交流・結束強化に努める。
- 2 応援団は、可能な範囲で、参加者が行う活動に対する支援・協力を行う。
- 3 参加者等は、「しまね農業女子」及びその活動について積極的に情報発信

し、社会的認知度を高めるよう努めるとともに参加者等の拡大を図る。

(行政機関等との連携)

第5条

- 1 島根県が行う女性農業者への支援と連携を深める。
- 2 農業高校等の教育機関と連携し、若手女性農業者の増加に向けた取組を図る。

(統一ロゴマーク)

第6条

- 1 「しまね農業女子」の認知度を高めるとともに参加者の連帯感を高めるため、統一ロゴマークを定め、関連商品への添付、イベントにおける掲示等、情報発信において積極的に使用する。
- 2 参加者等は、第2条の目的に反しない限り、基本的に統一ロゴマークを自由に使用することができる。
- 3 使用にあたっての留意事項は、別紙1のとおりとする。

(経費負担等)

第7条

- 1 個別の活動に必要な経費については、その都度、参加者等が自己負担することを基本とし、定期的な会費は徴収しない。
- 2 参加者が行う個別の活動において金銭的利益が生じる場合は、利益配分、役割分担等について、事前に参加者において取り決めるものとする。
- 3 応援団等において金銭的利益が生じる活動に関しては、費用負担や利益配分、知的財産権の取扱等について、事前に応援団等と参加者との間で個別に取り決めるものとする。

(連絡調整、参加手続等)

第8条

- 1 連絡調整や参加手続等は、当面、中国四国農政局島根県拠点地方参事官室(以下「地方参事官室」という。)が担う。
- 2 上記1に伴い、参加者及び応援団となることを希望する者及び脱退を希望する者は、別紙2により、地方参事官室に申し込むものとする。
- 3 上記2に伴い、地方参事官室は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報を適切に管理する。なお、参加者の了承を得た上で、第三者に参加者の個人情報を提供することができる。

(機密保持)

第9条 活動にあたり、参加者等間で共有された情報は、相互間の承諾を得ずに第三者に開示、公表、漏洩等してはならない。

(雑則)

第10条 本規約は、必要に応じて改正できるものとする。

(附則)

本規約は、令和元年6月25日から施行する。